

不利益処分に関する処分基準 個票

産業振興部 農業振興課

不利益処分の内容	農村婦人の家の原状回復
根拠法令等及び条項	栃木市農村婦人の家条例第 1 1 条
	根拠条項 栃木市農村婦人の家条例第 1 1 条
	参考事項
設定等年月日	平成 2 2 年 3 月 2 9 日 設定 平成 年 月 日 最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 婦人の家の設備の原状回復（条例第 1 1 条）</p> <p>利用者は、利用が終了したとき、又は利用承認を取り消し、若しくは停止されたときは、直ちに施設設備を原状に回復しなければならない。</p>